**○中国地方整備局告示第百三号**

江の川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十七年二月二十日付けで告示された建設省告示第二百二十号を次のように改める。

関係図面のうち、第四十八号図を次のように改める。

その関係図面は、中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年四月三日　中国地方整備局長　栗田　悟

（図面省略）

**○中国地方整備局告示第百四号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年四月三日　中国地方整備局長　栗田　悟

一　登録番号　中国地方整備局長　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人山口県建築住宅センター

三(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 徳田　勉 |
| 変更後 | 清水　正則 |

(2)　変更年月日　平成二十六年四月一日

# 国会事項

## 衆議院

**議案送付**

四月一日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

少年法の一部を改正する法律案

**質問書提出**

四月一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

年金制度の財政検証と所得代替率に関する再質問主意書（柿沢未途提出）

公的支援を受けている日本航空が法人税負担を免れている件に対する財務大臣の見解に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

**答弁書受領**

四月一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木貴子提出河野談話に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出公的支援を受けている日本航空が法人税負担を免れている件に対する財務大臣の見解に関する質問に対する答弁書

**当選通知書受領**

四月一日内閣総理大臣から平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙の繰上補充による当選人について通知書を受領した。

田中　茂（藤巻幸夫死去による）

**議案受領**

四月一日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

少年法の一部を改正する法律案（閣法第一四号）

**報告書提出**

四月一日委員長から次の報告書を提出した。

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第六五号）審査報告書

**裁判官弾劾裁判所**

**裁判長就任**

船田元の裁判長退任に伴い、四月一日次の裁判員が裁判長に就任した。

吉田　博美

**辞令**

衆議院参事に任命する

議長秘書を命ずる

（管理部印刷課長）衆議院参事　森田　尚子

管理部議員会館課長を命ずる

（管理部自動車課調整主幹）同　安齋　啓二

管理部議員会館課総務主幹を命ずる

（管理部議員会館課総務主幹）

同　碓井　義美

管理部印刷課長を命ずる

（警務部警備課）同　工藤　雅憲

警務部警備主幹を命ずる（以上四月一日）

## 参議院

**議事日程**

四月二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十三号

平成二十六年四月二日（水曜日）

午前十時開議

第一　特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

# 人事異動

## 内閣

（防衛省防衛政策局調査課）1等陸佐　中川　修

（防衛省運用企画局事態対処課）同　山口　英明

内閣事務官に兼ねて任命する

内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）を命ずる（各通）

（防衛省防衛政策局調査課）同　岡　栄治

兼官を免ずる（以上三月二十三日）

（警察庁長官官房付）警視長　植田　秀人

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に転任させる

内閣官房内閣情報調査室カウンターインテリジェンス・センター参事官を命ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　下田　隆文

警察庁に出向させる

内閣官房内閣情報調査室カウンターインテリジェンス・センター参事官を免ずる（以上三月二十四日）

（防衛省運用企画局事態対処課）1等空佐　東　巽

兼官を免ずる（三月二十六日）

（警察庁警備局付）警視監　尾﨑　徹

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房拉致問題対策本部事務局審議官を命ずる

（同）警視正　木山　繁

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（以上三月二十七日）

特命全権大使　西ヶ廣　渉

願に依り本官を免ずる（三月二十八日）　三浦　透

判事に任命する

（東京地方裁判所判事）判事　西川　篤志

（東京高等裁判所判事）同　森脇江津子

（宇都宮地方裁判所判事兼宇都宮家庭裁判所判事）同　杉山　正明

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）

（東京高等裁判所判事）同　三代川俊一郎

（同）同　綿引　穣

（横浜家庭裁判所判事）同　松原　正明

（飯能簡易裁判所判事）簡易裁判所判事　西峰　祺委

（大阪簡易裁判所判事）同　田中　敏治

（小倉簡易裁判所判事）同　松元　和博

願に依り本官を免ずる（各通）

（大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　大西　嘉彦

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上三月三十日）

最高裁判所長官　竹﨑　博允

宮務主管　日野西光忠

願に依り本官を免ずる（各通）（三月三十一日）

最高裁判所判事　寺田　逸郎

最高裁判所長官に任命する

高等裁判所長官　山﨑　敏充

最高裁判所判事に任命する

判事　小池　裕

高等裁判所長官に任命する

樋口　建史　花谷　卓治

特命全権大使に任命する（各通）

西村　篤子

宮務主管に任命する（以上四月一日）